

土地区画整理事業特別会計予算

平成 29 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

平成 29 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 252,682 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
2 繰入金		230,380
	1 一般会計繰入金	230,380
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		20,800
	1 市債	20,800
5 諸収入		1,500
	1 受託事業収入	1,500
歳入合計		252,682

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
換地計画書等作成委託	平成30年度～平成34年度	119,762千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 20,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。